

1. 「民家の甲子園」の商標使用について

「民家の甲子園」は、佐野昭三が商標権を持つ登録商標であって、特定非営利活動法人かがわサンサン倶楽部が同氏より独占的に通常使用権を受けたものです。よって、無断で使用および商用利用することはできません。

「民家の甲子園」商標を無断で使用した写真コンテスト及び写真展の企画・運営又は開催については、すべて商標権の侵害になります。

〈参考：商標法〉

第78条 商標権又は専用使用権を侵害した者（第37条又は第67条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者を除く。）は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第82条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

① 第78条、第78条の2又は前条第1項 3億円以下の罰金刑

2. 商標の無断使用への対応

「民家の甲子園」の無断使用については、意図的である、ないにかかわらず商標侵害罪の訴訟対象になります。

したがって、「民家の甲子園」を無断で使用しないようお願いいたします。

3. 商標の使用にあたって

「民家の甲子園」を使用しての写真コンテスト及び写真展の企画・運営又は開催をするにあたっては、第10回大会をもって、特定非活動法人かがわサンサン倶楽部と商標通常使用権承諾契約書による契約をし、商標使用許可書を交付されたうえで、使用するものとする。表示方法も「民家の甲子園®」とし、®がない表示ロゴは認められないものとする。

また、許可書なく「民家の甲子園」を使用しての写真コンテスト及び写真展の企画・運営又は開催を行った場合や作品の著作権を使用した場合は、商標権侵害とみなし、訴訟対象とさせていただきます。

追記：平成23年10月15日(土)に広島県にて開催された民家の甲子園実行委員会にて決定事項である。